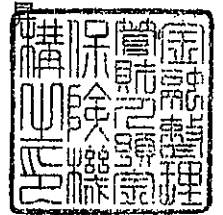


平成14年12月19日

内閣総理大臣

小泉純一郎 殿

朝 銀 東 京 信 用 組 合  
金融整理管財人 柏原晃  
金融整理管財人 預金保険機構  
理事長 松田



金融機能の再生のための緊急措置に関する  
法律第13条に基づく報告書（補遺）

当組合は、平成11年5月13日「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第68条第1項に基づき、東京都知事に対し「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払い戻しを停止するおそれがある」旨の申出を行いました。これを受けて5月21日、当組合は同知事より銀行法第26条第1項に基づく業務の改善及び財産の保全命令を受けました。

その後、平成12年12月29日金融再生法第8条第1項に基づき、金融再生委員会より「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。我々金融整理管財人は、平成12年12月29日に選任されて以降、金融再生法の趣旨に則り、当組合の適切な業務運営に鋭意取り組んでまいりました。

我々金融整理管財人は、管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につきまして調査の上、平成13年5月23日「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第13条に基づく報告書」を提出いたしました。その後の調査につきまして、現時点での状況を以下の通りご報告いたします。

## 1. 旧経営陣に対する民事、刑事上の責任追及について

我々金融整理管財人の最終目標である事業譲渡を早期に実現するためにも、旧経営陣の責任追及を行うことが最優先の課題であるとの認識から、従業員はもとより、組合員、さらに取引先商工人等の理解を得ながら精力的に調査に取り組んできた。その経緯については以下の通りである。

### 1. 経営責任解明委員会の設置

- (1) 当組合は経営破綻の責任解明を行うため、平成11年10月16日弁護士4名、会計士2名をメンバーとする「経営責任解明委員会」を発足させた。

同委員会においては、破綻の原因となった多額の不良資産等の発生に関与した役員の権限と責任を明かにし、法令定款その他の規定に抵触する事実の有無について調査を実施した。

### (2) 責任解明・追及に際しての基本方針

平成12年12月29日「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」以降、我々金融整理管財人においては「経営責任解明委員会」の調査内容について再度検討を行い、以下について重点を置き、責任追及に取り組んできた。

- ① 不良資産等の発生の原因となった融資等の審査及び管理に係る確認調査とこれに関与した役員の権限と責任等の調査
- ② 法令等違反の事実確認調査
- ③ 関与した役員の法令違反の事実が明らかとなった場合の役員に対する責任追及の方法
- ④ 刑事責任  
刑法第247条、中企法第42条、商法第254条の3、民法第644条に該当するかどうかの調査
- ⑤ 民事責任  
中企法第38条の2第1項、中企法第42条、商法第254条の3、民法第644条に該当し損害賠償責任の存否についての調査

上記の方針を踏まえた調査結果に基づき、以下のとおり刑事民事の責任を追及している。

## 2. 刑事責任の追及について

### (1) 協同組合による金融事業に関する法律違反（同法第10条第3号）検査忌避による告発

告発年月日 平成13年11月8日

被告発人

鄭 京 生 （元朝銀東京信用組合理事長）

申 炳 重 （元朝銀東京信用組合理事長）

丁 一 成 （元朝銀東京信用組合常務理事兼営業部部長）

判決言渡し日 平成14年10月22日

鄭 京 生 懲役3年6ヶ月（求刑懲役5年）（控訴中）

申 炳 重 懲役2年6ヶ月執行猶予5年（求刑懲役3年）

事案の概要

伝票の起票、コンピュータの残高データを改ざんして、金利の支払が順調に行われているようにみせかけ、検査を免れた事件。

### (2) 業務上横領（刑法第253条）による告訴

告訴年月日 平成13年11月28日

被告訴人

鄭 京 生 （元朝銀東京信用組合理事長）

申 炳 重 （元朝銀東京信用組合理事長）

黄 正 樹 （元朝銀東京信用組合常務理事兼営業部部長）

丁 一 成 （元朝銀東京信用組合常務理事兼営業部部長）

判決言渡し日 平成14年10月22日

鄭 京 生 懲役3年6ヶ月（求刑懲役5年）（控訴中）

申 炳 重 懲役2年6ヶ月執行猶予5年（求刑懲役3年）

事案の概要

当信用組合本店営業部に開設した複数の借名口座へ、融資や利息の追い貸しの資金を振り込んだように装った上、実際は被告人らが管理した仮名口座に入金し横領した事件。

## 3. 民事責任の追及について

提訴年月日 平成14年10月10日

事件番号 平成14年（ワ）第22017号

事件名 損害賠償請求事件

## 事案の概要

上記（２）業務上横領にかかる損害賠償請求事件。

提訴金額 837,775,525円

## 被 告

鄭 京 生 （元朝銀東京信用組合理事長）

申 炳 重 （元朝銀東京信用組合理事長）

康 永 官 （在日本朝鮮人総联合会中央委員会財政局長）

在日本朝鮮人総联合会 （代表者議長 徐 萬述）

## II. 総括並びに今後の対応について

以上のように旧経営陣に対する責任追及は、「責任解明委員会」はもとより、預金保険機構特別業務部、警視庁刑事部捜査第二課と緊密な連携をとり、その指導を得て刑事及び民事両面から幅広く取り組んだ結果、早期に一定の成果を得ることができたと考えているが、これら告発・告訴や提訴の後においても引続き責任追及作業に取り組んできたところである。

今後、株式会社整理回収機構への不良債権譲渡に伴い、同機構での調査において新たな事実が出てくる可能性もあり、その際同機構において刑事及び民事両面の追及が可能となるよう旧経営陣に対する損害賠償請求権を同機構に譲渡し、関係資料一切を引き渡す予定である。

以 上